

細則一2

一般社団法人日本遠絡統合医学会 理事会に関する細則

(総則)

第1条 本細則は一般社団法人日本遠絡統合医学会（以下、「本法人」）の定款第5章の理事会に関し、定款で定める以外の必要な事項を定めることを目的とする。

2 本細則の変更・改定は理事会の承認を経て、社員総会で決議する。

(選出)

第2条 理事の選任は、正会員の中から自薦・他薦により申請し、理事会の承認をもって行う。

(活動)

第3条 理事会は、本法人の対象とする領域における学術および事業の発展を期するため、審議された事項について職務を執行する。

(職務)

第4条 理事会は次の事項を審議し、決議に基づき執行する。

- (1) 入会の承認
- (2) 総会への提議事項
- (3) 本法人の規約、細則の作成と変更
- (4) 学術集会等に関する事項
- (5) セミナー等に関する事項
- (6) 講師に関する事項
- (7) 認定制度に関する事項
- (8) 事務局員の雇用、免職
- (9) その他、理事会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

(構成)

第5条 理事会の職務を各部門に分け、担当する理事(担当理事)を置く。

2 担当理事は、理事会の承認を経て理事長が任命する。

第6条 各部門は責任者 1 名および担当理事若干名をもって構成する。

2 各部門は必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

- 3 部門責任者は、当該担当職務の執行を統括する。
- 4 部門責任者は、定例理事会に当該組織の活動状況を報告する。

(職務の分担)

第7条 職務分担は以下による。

- (1) 三役
理事長および副理事長で構成し、理事会の職務全体を統括すること
 - (2) 事務部門
本法人の会計・会員管理および運営に付随する庶務全般
 - (3) 企画・広報部門
会員サービスおよび遠絡統合医学の普及に関すること
公式サイトの管理
 - (4) 学術部門
学術に関すること
国内外の他学会および関係諸団体との連携
学術集会、症例検討会等の企画、開催
学会誌およびその他学術書の編集・発行
 - (5) 教育部門
教育に関すること
本法人の認定セミナーおよび地方勉強会の管理とあり方の検討
講師に関する事項、遠絡統合医学に関する情報およびテキストの作成と管理
- 2 認定資格制度に関する業務は、理事会で審議し執行する。

平成 30 年 10 月 7 日施行